

# 令和8年度民有林と連携した林産物の安定供給システムによる販売に係る民有林所有者等の募集公告

令和7年12月8日

関東森林管理局長

令和8年度の国有林材の安定供給システムによる販売（以下「システム販売」という。）の実施にあたって、民有林と連携した林産物の安定供給システムによる販売を下記のとおり実施しますので、参加を希望される方は下記事項に留意の上、申請して下さい。

記

## 1 システム販売の目的

国有林と民有林が連携して原木の安定供給体制づくりを進めるとともに、民有林における施業の集約化、未利用間伐材等の有効利用等の取組の促進に資するため、一定の要件を満たす民有林所有者等（民有林において素材生産を行う者及び民有林を管理する者を含む。以下同じ。）と協定を締結し、林産物の販売を当該民有林所有者等の林産物の販売と連携して行うものです。

## 2 システム販売に参加する民有林所有者等の要件

システム販売に参加する民有林所有者等については、次のいずれかの要件を満たす者とします。また、（4）から（6）までの者については、申請時において当該林産物の販売に係る権限を有する者に限る。

- (1) 民有林において施業の集約化に取り組んでいる者であること。具体的には、森林經營計画を作成し認定を受けた者又は「多様な森林整備推進のための集約化促進について」（平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知）に基づく集約化実施計画を作成し承認を受けた者であること。
- (2) 森林管理署長、森林管理署支署長又は森林管理事務所長（以下「森林管理署長等」という。）と「民有林と協調した森林整備等を推進するために森林管理署等が地方公共団体等との間で締結する協定について」（平成15年4月22日付け14林国経第35号林野庁長官通知）に基づく森林整備等に関する協定を締結している者であって、当該協定の対象区域から間伐材等の出材が可能であること。（なお、この場合、原則として協定の対象区域外からの出材はシステム販売の対象としないこととし、事業の実行について他の協定締結者との必要な調整を終えていること）
- (3) 国有林の立木を購入し、その物件から産出される林産物を販売する者であること。
- (4) 育成経営体（林業経営体の育成について（平成30年12月27日付け30林政経第408号林野庁長官通知）の1に規定されている者をいう。）として、都道府県が公表した者であること。
- (5) 森林經營管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項に基づき、都道府県が公表した者であること。
- (6) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条3項に基づき、都道府県知事の認定を受けた者であること。
- (7) 国有林野の管理經營に関する法律（昭和26年法律246号）第8条の12に基づき、農林水産大臣から樹木採取権の設定を受けた者であって、申請時において当該樹木採取権に係る樹木採取区以外の区域から産出される林産物の販売に係る権限を有するも

のであること。（システム販売の対象とすることができる林産物は、当該樹木採取区以外の区域から産出されるものに限る。）

- (8) 前各号のほか、民有林との連携によるシステム販売の目的に沿うものとして関東森林管理局長が特に認めるもの。

### 3 国有林の販売対象物件の概要

今回出材を予定している主な販売地区については、以下のとおりです。

針葉樹等の人工林から生産される素材により構成し、1物件当たりの数量は、1,000 m<sup>3</sup>～10,000 m<sup>3</sup>程度を予定しています。

なお、システム販売の協定者の公募の際には、物件毎の長級別及び径級別の数量内訳を示します。

【森林管理署等別の販売地区（予定）一覧表（※）】

森林管理署等名	販売地区	森林管理署等名	販売地区
磐城森林管理署	いわき市、広野町、川内村	下越森林管理署	新発田市、阿賀町
福島森林管理署	福島市、郡山市、二本松市、田村市、大玉村	下越森林管理署 村上支署	村上市、関川村
福島森林管理署 白河支署	白河市、古殿町	中越森林管理署	湯沢町、南魚沼町、森町
棚倉森林管理署	棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村	茨城森林管理署	北茨城市、高萩市 常陸太田市、大子町 常陸大宮市
会津森林管理署	猪苗代町、会津若松市	東京神奈川森林管理署	八王子市、相模原市 箱根町
会津森林管理署 南会津支署	南会津町、檜枝岐村	伊豆森林管理署	伊豆市、西伊豆町、東伊豆町、河津町
塩那森林管理署	那須塩原市、那珂川町、那須町、那須烏山市、大田原市	静岡森林管理署	御殿場市 富士宮市、小山町
日光森林管理署	日光市、鹿沼市、益子町	天竜森林管理署	浜松市、湖西市 掛川市
群馬森林管理署	高崎市、富岡市、下仁田町、安中市	千葉森林管理事務所	君津市、富津市
利根沼田森林管理署	沼田市、みなかみ町 片品村、川場村、昭和村	山梨森林管理事務所	南部町
吾妻森林管理署	中之条町、東吾妻町 嬬恋村		

※販売地区は予定のため、変更となる場合があります。

#### 4 公募する林産物の樹材種等

国有林の販売物件と同一の樹種及び材種としますが、数量については、100 m<sup>3</sup>以上とします。

#### 5 申請方法及び申請期限

(1) システム販売への参加を希望される方は、別紙1の様式で、「民国連携した林産物の安定供給システム参加申請書」（以下「申請書」という。）を関東森林管理局長あてに提出してください。

なお、前記2に示す要件を満たすことを証明する資料（森林管理署長等との森林整備等に関する協定書の写しや立木販売売買契約書の写し、森林経営計画の認定通知書の写し、各種通知書の写し等）を付してください。

(2) 申請期限は、令和7年12月26日（金）15時必着とします。

申請書は電子メールにより関東森林管理局のメールアドレスへ提出してください。また、送受信の状況を確認するため、メール送信後に必ず電話連絡をお願いします。なお、電子メールによる提出が困難な場合には、紙媒体での提出も可能とします。その場合は、郵送又は持参で関東森林管理局資源活用課に提出してください。

メールの件名とファイル名は、令和7年度民国連携システム販売参加申請・申請者名とします。ファイルは添付書類を1つにまとめて提出してください。

メール件名：令和8年度民国連携システム販売参加申請（株式会社〇〇）

ファイル名：令和8年度民国連携システム販売参加申請（株式会社〇〇）

メールアドレス：ks\_kanto\_sigen@maff.go.jp

電話連絡先：関東森林管理局資源活用課 027-210-1188

#### 6 システム販売の協定期間、協定締結の条件その他必要な事項

(1) 協定締結予定期間は、令和8年4月から翌年4月までとします。

(2) 関東森林管理局長は、提出された申請書に基づき、民有林所有者等の要件を満たしているかについて審査します。

(3) 前項の審査結果については、速やかに応募者に通知するとともに、関東森林管理局長が連携可能であると判断した物件については、組み合わせる国有林の物件を提示します。

(4) システム販売の対象とする民有林所有者等の樹材種別の数量は、システム販売を実施する旨の公告に先立ち、改めて協議し決定するものとします。

(5) 関東森林管理局及びシステム販売に参加する民有林所有者等は、公募の上決定したシステム販売の協定締結を予定する需要者（以下「協定予定者」という。）と、システム販売の実施に係る条件等に合意した場合に、別紙2の様式により、三者協定を締結するものとします。

#### 7 その他手続きに係る留意事項

申請をもって下記の事項について同意したこととして取り扱います。

(1) システム販売を実施する旨の公告の際に、民有林所有者等の名称等について明らかにすること。

(2) 協定予定者については、関東森林管理局長が選定すること。

(3) 協定を締結した需要者（以下「協定者」という。）との協定の締結結果は公表すること。

- (4) 協定に基づく林産物の販売については、関東森林管理局長と民有林所有者等がそれぞれ責任を持って実施すること。
- (5) 協定者と民有林所有者等との売買契約は、民有林所有者等の責任において締結すること。
- (6) 民有林所有者等と協定者とのシステム販売の実施結果について、関東森林管理局長に報告するとともに、それを公表すること。
- (7) 協定者は公募・企画競争によって選定していることから、応募がなかった場合等にはシステム販売を実施できないことがあること。

## 8 その他

- (1) 協定予定者については、システム販売に参加する民有林所有者等を決定した上で公募し、関東森林管理局長が決定するものとします。
- (2) 申請書の様式、内容、申請手続き等については、下記に問い合わせてください。
- (3) 申請書等に関する書類は、関東森林管理局資源活用課で受領してください。  
また、関東森林管理局ホームページからダウンロードすることもできます。

(問い合わせ先)

局・署等名・担当課	住 所 等	電話番号
関東森林管理局 資源活用課	〒 371-8508 群馬県前橋市岩神町4-16-25	027-210-1188